

公 告

第 2 2 2 号

SGホールディングスグループ健康保険組合同規約第4条及び第9条について下記のとおり変更がありましたので、健康保険法施行令第3条の2により公告します。

平成24年5月24日

SGホールディングスグループ健康保険組合
理事長 佐川 光

記

事業所の削除による規約変更

協同組合佐川急便グループ
佐川急便株式会社（京都市南区）
佐川急便株式会社九州支社
佐川急便株式会社中国・四国支社
佐川急便株式会社四国支店
佐川急便株式会社関西支社
佐川急便株式会社中部支社
佐川急便株式会社北陸支店
佐川急便株式会社東北支社
佐川急便株式会社北海道支社